事　務　連　絡
平成28年９月13日

大臣官房官庁営繕部　各課課長補佐　殿
各地方整備局総務部　契　約　課　長　殿
　　経理調達課長　殿
北海道開発局事業振興部　工事管理課長補佐　殿
各地方航空局総務部　経　理　課　長　殿

大臣官房地方課　課長補佐
大臣官房官庁営繕部管理課　課長補佐
港湾局総務課　課長補佐
航空局予算・管財室　課長補佐
北海道局予算課　課長補佐

直轄工事等における消費税率の取扱いについて

今般、消費税率の10％への引上げについて、「消費税率引上げ時期の変更に伴う税制上の措置」（平成28年８月24日閣議決定）において、施行日を平成29年４月１日から平成31年10月１日に、請負工事等に係る適用税率の経過措置の指定日を平成28年10月１日から平成31年４月１日に変更することが明記されたところである。

これを踏まえ、平成29年４月１日以後に引渡しを行う工事等（建設コンサルタント業務等を含む。以下同じ。）の入札契約手続については、平成28年10月１日以後に請負契約を締結する場合においても、平成28年９月30日までの間に請負契約を締結する場合と同様に、消費税率を８％として行うこととする。

なお、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）の改正状況に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。

また、その旨について、次の記載例を参考に、入札説明書（説明書、指名通知書、提出要請書その他これらに類するものをいう。以下同じ。）に記載することとする。なお、既に入札説明書の交付を開始している工事等については、当該入札説明書を差し替えることとする。

【記載例】
28．その他
（○）消費税率については、引渡し時点における消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の施行内容によることとし、必要に応じて、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこととする。